

第4回大町市水道事業等経営審議会議事録

日時 令和8年5月27日（水）

午後2時から

場所 大町市役所東大会議室

1 開会

2 会長あいさつ

3 承認事項

第3回審議会議事録の承認について

4 審議事項

諮問2. 水道事業と公営簡易水道事業の統合と水道料について

（1）統合の必要性について

（2）統合の方向性について

5 その他

（1）次回開催日について

日時 令和8年7月7日（火）午後2時から

場所 大町市役所東大会議室

（2）その他

6 閉会

○出席委員（敬称略）8名

塩入博仁 中島喜一 北澤貴美子 小林治男 内山重喜 松田邦正
高橋知征 川井伸夫

○欠席委員（敬称略）6名

丸山充茂 古畑永典 内川亨 伊藤賢市 大厩一裕 佐藤勝利

○事務局

平林建設水道部長 海川上下水道課長 佐藤課長補佐兼企画業務係長
遠山課長補佐兼経理係長 今溝課長補佐兼施設係長 傘木企画業務係企画員
丸山企画業務係主査 宮下経理係主任

《開会午後２時》

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 承認事項

第３回審議会議事録の承認について

課長：去る４月２３日に開催をいたしました、第３回の審議会の議事録の案につきましては、事前に委員の皆様にご送付の上、内容をご確認いただいております、字句の修正等、特段のご指摘はございませんでした。よって、この内容でよろしいでしょうか。

（異議なし）

課長：それでは、第３回の審議会の会議録は承認させていただきます。ありがとうございます。それでは、４、審議事項に入ります。進行につきましては会長に進めていただきます。会長をお願いします。

４ 審議事項

会長：それではただいまより審議に入ります。順を追って説明し、各説明の後に、質問の時間を設けますのでお願いいたします。それではまず、統合の必要性について事務局より説明をお願いします。

企画業務係長：ただ今から、諮問２の審議事項（１）、水道事業と公営簡易水道事業の統合の必要性について、お手元の審議資料１に基づき、ご説明させていただきます。

まず、１ページ目をお開きください。国及び県の方針でございます。ご承知のとおり、全国的に人口減少や施設の老朽化が深刻化しており、水道事業は大きな転換点を迎えております。こうした状況に対応するため、国は、これまでのように各市町村が単独で事業を運営するのではなく、区域を超えた広域連携や、当市のように、同一区域内にある複数の水道事業を一つにまとめる事業統合を今後の水道行政の基本方針として強く推進しております。右側にありますように、事業を統合することで、施設の共同利用や管理の一体化によるスケールメリット、つまり規模の経済性を働かせ、コストを削減するとともに、専門的な技術を持つ職員を集約し、将来にわたる料金水準の安定化を図ることがその大きな狙いがございます。この国の方針を受け、長野県におきましても水道ビジョンの中で、行政区内での事業統合による安定的な財政基盤の構築を推奨しております。

次に、２ページ目をご覧ください。本市の方針でございます。こちらは、平成１８年の大北地域合併協議会で市民の皆様にお示しした資料でございます。地理的条件や経営基盤、会計制度の違いから、合併後すぐに住民の皆様の生活環境、特に料金負担を急激に変えるべきではないという配慮から、下段の太字のとおり、将来的に、１５年後を目処に、両事業の統合を目指しますとの方針が示されております。この１５年後を目処にという目標はすでに経過しておりますが、この合併時の合意事項は、我々行政にとって、また市民の皆様にとっても、長年にわたる課題として残り続けております。

次に３ページ目をご覧ください。水道事業の現状でございます。現在、市では２つの水道

事業を運営しております。一つは、水道法第3条第2項に規定され、給水人口が5,001人以上の区域を対象とする上水道事業。そしてもう一つが、水道法第3条第3項に規定され、給水人口101人以上5,000人以下の区域を対象とする公営簡易水道事業です。これらは共に水道法に基づく事業であります、それぞれが独立した事業として国の認可を受けており、法的には別の事業であるという点でございます。

この2つの事業は、4ページ目でございますように、料金体系も大きく異なっております。左の上水道は、需要の規模が大きく、工場や事業所など多様な利用形態があるため、メーターの口径ごと、また一般家庭用や公衆浴場用といった用途ごとに、基本料金や超過料金が設定されております。一方、公営簡易水道事業は、利用者の多くが一般家庭であることから、口径や用途の区分がない、非常にシンプルな料金体系となっております。こうした料金の違いそのものも、将来の統合に向けた論点の一つとなりますが、何よりこの違いが、市民の皆様にご負担いただく料金に格差を生じさせているのが現状でございます。

この状況を踏まえ、本日のご審議の核心となります5ページ、統合に関する経過と背景をご覧ください。先ほど申し上げました合併時の合意事項が、なぜ今日まで実現できなかったのか。その背景には2つの大きな要因がございました。

第1の要因が料金格差です。簡易水道はご存知のとおり、山間地に点在する集落に給水するため、水源も小さく、高低差をポンプ等の動力を利用して、長い距離の水道管が必要となるなど、一人当たりの給水コスト、いわゆる給水原価が非常に割高になります。この状況で、簡易水道料金を上水道料金に合わせることは、一般会計からの繰入金が増え、市民全体に負担増を強いることから、合意形成が極めて困難でした。

第2の要因が会計制度の統一です。上水道事業は、地方公営企業法に基づく独立採算の企業会計で運営されております。これに対し簡易水道事業は、赤字分を市の一般会計、つまり税金で補填する特別会計で運営されてきました。会計の仕組みが根本的に異なるため、両事業の経営状況を同じ土俵で正確に比較・評価し、統合に向けた具体的な議論をすること自体が、極めて困難だったのも一つの原因となります。このため、統合の前提となる簡易水道事業の企業会計への移行、いわゆる法適化が長年の最優先課題とされてきました。

この2つの根本的な課題があったため、統合の本格的な議論は先送りされ、長年の懸案となっておりましたが、下段の太枠でございますように、令和6年度、簡易水道事業の法適化が完了いたしました。これにより、両事業の経営状況を正確に比較し、収支の予測を立てることが可能となり、本日、こうして皆様に統合に向けた具体的なご審議をお願いできる、その議論の土台がようやく整ったというのが現在の状況でございます。

次に6ページ目、水道料金に対する考え方でございます。国の意向や他市村の動向は、法律の理念にも裏付けられており、水道法第14条では、料金について能率的な経営の下における適正な原価に基づき、公正妥当なものであること、そして特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないことが厳格に定められております。同一の行政サービスを受けながら、居住地によって料金が異なる現状は、この不当な差別的取扱いに該当する可能性があるとも解釈でき、住民サービスの公平性を確保する観点から、この料金格差は早期に解決すべきと我々は認識しております。

次の7ページ、県内における事業統合及び料金の状況をご覧ください。こちらは近年、長野県内における他市町村の公営で運営している水道事業の統合状況でございます。料金が別々となっている大町市と山形村を除き、多くの自治体が既に事業統合と料金統一を完了

させております。事業・料金ともに別々のまま運営しているのは、県内では本市を含め、少数となっております。他市町村におきましても、経営効率化や国の補助金の確保といったメリットを得るため、様々な議論や工夫を重ねながら統合を進めてきた経過があります。表の右、備考欄につきましては、上水道、公営簡易水道の料金別に、13ミリのメーターで1か月に20m³使用した場合の料金を示しております。なお、前回委員からご質問のあった松本市の水道料金ですが、現在、下水道使用料は旧市町村での違いが残っておりますが、水道料金については統一されておりました。この場を借りて訂正させていただきます。

次に8ページをご覧ください。これは昨年度改定しました、大田市水道ビジョンの上水道事業の厳しい現状と収支予測です。グラフは供給単価と給水原価、そして料金回収率の推移を示したものです。今後、給水人口の減少に伴い料金収入は減り続け、一方で、三日町配水池の更新をはじめとする老朽施設の更新費用は増大していきます。この結果、太字で示しているとおり、現状の料金水準では令和9年度以降、給水原価が供給単価を上回り、料金回収率は100%を割り込みます。つまり、水道料金だけでは事業運営ができなくなり、健全な経営の維持が極めて困難になると予測しております。

続いて9ページ、簡易水道事業の現状と収支予測になります。こちらは更に状況が深刻です。山間地という地理的条件から給水原価が極めて高く、料金回収率はわずか3割、令和6年度時点では29.51%に留まっております。これは全国平均の約半分という極めて低い水準です。事業の自立的な維持は不可能であり、現行の料金水準を引き下げることが極めて困難です。そのため、不足する経費は毎年一般会計からの繰入金、税金で補填し続けているのが実情でございます。

まとめになりますが、これまでご説明してまいりましたとおり、国・県からの経営基盤強化の推進、合併時の合意事項、そして、上水道・公営簡易水道事業とも、もはや単独では立ち行かなくなるという経営状況であり、将来にわたり市民の皆様へ安全・安心な水を安定供給し続けるという責務を果たすためには、経営基盤の強化が不可欠になります。

以上で、統合の必要性についてのご説明を終わります。

会長：ありがとうございました。ただ今、統合の必要性について、合併時からの経過と背景、そして水道事業そのものが料金改定なしには立ち行かないという、もう一つの喫緊の課題があることが示されました。まずはこの点につきまして、皆様からご質問、ご意見はありますでしょうか。

(質問等なし)

会長：それでは次に、統合の方向性について、事務局より説明をお願いします。

企画業務係長：引き続きご説明いたします。審議事項(2)統合の方向性についてですが、具体的にご提案内容をご説明する前に、まず、どのような選択により検討したかをご説明させていただきます。お手元の審議資料2別紙をご覧ください。まず案1、事業を即時統合、料金を一本化する案でございます。これは準備が整い次第、両事業を一つに統合して、料金体系も同時に一本化するという案でございます。両事業の統合により経営基盤、国の補助金が活用できるメリットがありますが、住民の皆様の急激な負担増というデメリットがございます。料金を一本化するための簡易水道料金の値下げは、一般会計に与える影響が大き

いなど、いずれにせよ市の財政や市民負担に与える影響が甚大となり、料金に課題があると評価しました。

次に案2、事業は統合しない、料金は一本化する案でございます。これは、事業は統合しないで現状のまま両事業運営を続け、料金は公営簡易水道料金を据え置き、上水道の段階的な料金改定により料金格差を解消することで、住民負担の急激な変化を避けることがメリットになります。しかし、事業統合しないことにより、合併当時からの目標である事業統合ができないこと、また、施設整備などに利用できる国の補助金が活用できないなど、経営基盤の強化がはかられないことから、事業統合に課題があると評価しました。

次に案3、事業は将来統合、料金は一本化する案でございます。市民負担を最小限に抑えながら、長年の懸案を解決する道筋を示すものでございます。案2の料金の考え方と同じになりますが、公営簡易水道料金は据え置き、上水道の段階的な料金改定により料金格差を解消することで、住民負担の急激な変化を避けること。また、両事業の料金水準が現在の公営簡易水道料金と均衡する事業年度に統合することで、経営基盤強化、補助金活用等の実現ができ、明確な統合時期の見通しが立つことなどが最大のメリットとなります。以上の比較検討の結果、事務局としては案3が最適と判断しております。

では、なぜ案3が今現実的なのか。その大前提として、統合問題とは別に、上水道事業そのものが料金改定を避けられない状況にある、という点をご理解いただく必要がございます。改めて、先ほどの資料1の8ページにありました、上水道事業は、人口減少による料金収入の減少と、老朽化施設の更新費用の増大という大きな課題に直面しており、このままでは令和9年度以降、水道料金収入だけでは経費を賄えないことが予想されており、水道事業を将来にわたって維持していくためには、仮に統合問題がなかったとしても、上水道事業の料金改定は避けて通れないため、この避けられない料金改定により、事業統合と料金格差の解消に活用できないか。この考えに基づき、お手元の審議資料2をご覧ください。

1 ページ目の基本的な考え方は、まず、上水道事業につきましては、先ほど資料1でご説明したとおり、令和9年度以降の経営が極めて厳しくなることから、財源確保のため、段階的に料金改定が必要になります。その一方で、公営簡易水道の料金につきましては、上水道料金が均衡するまでの間、現在の料金に据え置きます。そして、段階的に料金が上がっていく上水道と、据え置かれる公営簡易水道、この両者の料金が均衡した事業年度をもって、両事業の統合を完成させる、という考え方でございます。この基本的な考え方により、簡易水道をご利用の皆様には新たな料金負担をお願いすることなく、円滑な事業統合が可能になると考えております。

2 ページ目に、この事業統合によって見込まれる効果を3点まとめました。第一に財政基盤の強化です。統合により、これまで公営簡易水道地区では活用できなかった、国庫補助金等を活用できるようになります。これは、これまで税金で賄っていた更新費用を抑制できることを意味し、市全体の財政負担を大きく軽減することに繋がります。

第二にコストの抑制です。料金が均衡したタイミングで統合することで、認可変更などの複雑な行政手続きを一度で済ませることができ、無駄な行政コストを削減できることになります。

第三に負担の平準化です。最終的に居住地に関係なく、同じ料金で水道を使用できるようになり、合併時からの課題であった不公平感を解消することができます。この段階的統合のイメージを、より分かりやすく図にしたものが、3ページのイメージ図でございます。

グラフの横軸が年度、縦軸が水道料金となっております。現在、上にある水色の線の公営簡易水道事業と、下にある茶色の線の上水道事業の料金には大きな隔たりがございます。水色の線の簡易水道料金は、このまま据え置きとなります。一方、茶色の線の上水道料金は、経営健全化のため、令和9年度、12年度、そして15年度と、3段階に分けて料金改定が必要となり、段階的に上昇していきます。そして、最終的に両者の料金が均衡する令和15年度に事業統合を完成させ、料金体系も完全に一本化する。これが私たちのご提案する統合までの道筋でございます。なお、下に記載のとおり、ここに示した改定の時期や割合は、あくまでも現段階での見込みのスケジュール・数値でございます。今後の経営状況を本審議会でご審議いただきながら、慎重に判断していくことになります。次回の第5回審議会におきまして、料金改定の根拠となります、より詳細な投資計画や収支計画をお示しした上で、改めて料金改定についてはご審議いただく予定でございます。説明は以上でございます。

会長：ただ今、水道事業の段階的な料金改定のプロセスを活用し、料金が均衡する年に事業統合を行うという具体的な提案がございました。本日の審議の核心部分となりますが、皆様からご質問、ご意見がありましたらお受けいたします。

A委員：2、3日前に大糸タイムスの方で、松川村の水道料金が6か月無料ということと、白馬が2か月無料ですか。という報告がなされましたので、そのことについて大町市が何か考えを持っているかどうか、お伺いしたいなというふうに思いますので、お願いしたいと思います。

課長：私の方からご説明したいと思います。国が物価高騰対応重点支援事業ということで、臨時交付金をあてて各々の市町村に支援を行っているということでございますが、ご承知のとおり、大町市は商品券を昨年度末から活用いたしまして、第1弾として、市民の皆様に還元を行っております。市といたしましても、松川村や白馬村の支援方法についてを参考に内部で検討させていただいているところでございます。しかしながら、この重点支援の予算が大町市の場合、もう全てを消化しているという状態でございます。各々の市町村がどういった形で住民に対して支援をするかという考え方、その一つに水道基本料の現状がでございます。大町市の使い道は具体的に申しますと、商品券などとあわせて、大町病院への支援が金額にしまして1億円をこの交付金をあてているという状況にございます。よって、今現在、大町市では検討は行っておりますが、直接市民の皆様に水道料の基本料を無料にするような支援はできない状況になっております。しかしながら今後、次の交付金が国から来る可能性もあり、検討を進めておりますので、ご理解をよろしく申し上げます。

会長：よろしいでしょうか。

A委員：はい。

会長：事務局からのただ今までの説明を受け、料金格差など、特に八坂地区と美麻地区にお住まいだった方々には直接関わる問題かと存じます。合併当時の経緯をご存知の委員も

いらっしゃいますが、八坂地区、美麻地区の委員の皆様、現在の地域住民の方々からは、この水道の統合や料金格差について、何かご意見やご要望などは出ておりますでしょうか。もしそういうご意見が出ておりましたら、参考までにお聞かせいただきたいと思います。八坂地域づくり協議会のB委員どうでしょうか。

B委員：上水道と簡易水道の統合問題につきましては、市町村合併時において、将来的に統合を目指すという約束されていたことは承知しております。20年もの年月が経過してきてございます。市の上水道と中山間部の簡易水道を統合し、さらに料金を均衡するということは、人口減少にある市にとりましても難題だと感じております。八坂の簡易水道の状況でございますが、八坂の簡易水道の水源の標高は概ね800m前後にございます。鷹狩山の裾野、あるいは曾山地籍から送水され、末端は国道19号線沿いまで山をいくつも越え、それぞれの集落に配水池を設け、各戸に給水している現状にあります。自然流下の上水道とは違い、送水管の圧も12キロを超える箇所やポンプアップ施設もあり、維持管理にはお金がかかっている状況にあると認識しております。ただし、ただ今事務局より、上水道料金が段階的に改訂されるプロセスを活用して、簡易水道料金と均衡する年に事業統合を行うという、非常に具体的な提案をいただいたと感じております。この提案は現実的な考えでもあり、簡易水道料金の据え置きもされていることから、美麻・八坂の住民からも理解しやすいのではないかと思います。合併から20年と長い年月が経ちましたが、簡易水道の地域住民の気持ちをご理解いただき、今後の審議検討を進めていただきますよう私からもお願い申し上げます。

会長：ありがとうございます。本日、美麻地区連合自治会のC委員につきましては欠席しておりますが、事務局で確認していることがございましたらお願いします。

企画業務係長：本日ご欠席のC委員に代わりまして、事前に美麻地区の状況について、美麻地区連合自治会という立場のC委員にお話を伺い、ご意見をいただけてきましたのでご報告いたします。また、現在美麻地区連合自治会長であるC委員の前任の委員でしたDさんにも、地域の現状についてお話を伺っておりましたので、あわせて美麻地区連合自治会のご意見として報告いたします。

まず、平成18年の合併当時、美麻地区としては、事業の理屈よりも料金を大町地区と同じ水準にしてほしい、率直に言えば値下げしてほしいという強い要望があったということがございます。しかし、事業形態や会計方法の違いから直ちには難しいという判断となり、様々な協議の結果、最終的に将来の事業統合を目指すという現在の形に落ち着いた、という経緯があったと伺っております。

それから約20年近くが経過した現在、当時の詳しい状況を知る方も少なく、地域の中でこの水道の料金が話題に上がることはほとんどなくなっている、というのが現状だそうです。住民の皆様の中には、ご自身の水道料金が上水道よりも高い、という認識自体が薄れている可能性もあるのではないかと、というご意見でした。

その上で、本日、私ども事務局が提案しております、上水道は段階的に値上げするが、簡易水道の料金は同じ水準になるまで据え置くという方向性につきましてもご説明しましたが、合併当時の約束を果たす形にもなり、住民に急激な負担をお願いするものでもないた

め、地域で大きな混乱や反対が起こるということは考えにくく、現状と今後の見通しを正直に説明すれば、理解は得られるだろうというご見解をいただいております。D前委員、C委員ともに同意見でございました。事務局としては、こうした地域のご意見を重要な判断材料であると考えており、事務局からの報告は以上でございます。

会長：それぞれ貴重なご意見、ありがとうございました。事務局も今の意見をしっかり受け止めていただきたいと思います。他に質問はございますか。質問が無いようですので、水道事業と公営簡易水道事業の統合について、水道事業の段階的な料金改定により、上水道料金が簡易水道料金に均衡する年に事業統合を行うという事務局提案の方向性について、概ねご理解いただけたと存じます。つきましては、この方向性を基本線として、ご了解いただきましたでしょうか。

(委員了解)

会長：それではご了解いただきましたので、諮問に対する両事業の統合につきまして、今回説明した方向性により答申の素案を作成し、次回第5回に審議します、料金の審議とあわせ、第6回に事務局より答申案をお示しいたします。それでは、ご質問が無いようですので、本日説明がありました審議事項について、皆様のご意見を踏まえ、次回の審議会で更に検討を進め、審議を進めていきたいと思っております。本日はご協力ありがとうございました。

5 その他

課長：ありがとうございました。それでは5、その他でございます。次回の開催についてですが、私ども事務局といたしますと、こちらに記載のとおり、7月7日の火曜日、午後2時からでお願いできればと思っておりますが、委員の皆様のご都合はいかがでしょうか。この日に決定させていただいてよろしいでしょうか。では事務局より出欠についてご通知申し上げますので、よろしくお願いします。最後に皆様の方から何かあればご発言をいただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

(発言等なし)

ありがとうございました。それでは、以上をもちまして本日予定しておりました議事は全て終了いたしました。

6 閉会